

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

岸 昌 三

本稿は、配当および株式譲渡益に対する課税政策を考察するものである。

配当も株式値上がり益も法人を源泉とする所得である。それらを個人段階で所得課税すると、二重課税を起こす。二重課税による追加負担は所得階層により複雑に異なる。配当と株式譲渡益の所得課税負担は、現行制度では、同じ資産所得である利子よりも重い。国税だけでみても、法人源泉の所得は、法人税として30%の所得課税を受け、さらに所得税を受ける。利子との負担均衡を考えると、それらに所得税でさらなる課税を行わないのが適当と考える。

1. 配当課税：当面の方向

現在、利子所得は、所得税が15%、住民税利子割が5%で分離比例課税されている。この利子の分離比例課税については、一方では総合課税の見地からは不公平だとされ、他方では資本蓄積の促進、大衆貯蓄の優遇などの観点から擁護され、またそれに利子所得の正確捕捉の困難の問題も絡んで、総合・分離の混合形態をとってきた過去の長い経緯を経て、現在のところ一定率の比例分離課税に落ち着いている。これはここでは認めるものとする。

配当課税は、現在、総合課税を原則とする。ただし、原則どおりである

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

のは、高額（一回の配当金額が25万円（年一回50万円）以上、または発行済み株式総数の5%以上の株式に係る配当）についてである。中額配当（発行済み株式総数の5%未満の株式に係る配当で、一回の金額が25万円（年一回50万円）未満）については、32%の分離比例課税の選択が認められ、また少額配当（一回の配当金額が25万円（年一回50万円）以上）については申告不要を選択できる。税務行政上、すべての場合に20%の源泉徴収が行われるが、この源泉徴収分は確定申告での最終税額と相殺される。

（1）配当も分離課税にする

さて、配当課税のあり方についてであるが、これは、同種の資本所得課税である利子課税との均衡を考える必要がある。この前提に立つ場合、配当をどう扱うかが問題であるが、同種の投資所得として配当と利子を総合課税か分離課税かで異なる扱いをする特段の理由はない。利子を分離課税にするなら、配当も分離課税にすべきである。

（2）配当に対する税率は利子と同じにする

税率の点でも配当について利子よりも重くする特段の理由は考えられない。税率は少なくとも同じにすべきであろう。利子に対する税率は現在、所得税で15%、住民税で5%、併せて20%である。配当所得は、稼得においてリスクをとるという点では利子を上回るものがある。したがって、配当に対する税率が利子に対するそれを上回ることは不合理である。リスクを考慮するなら、配当に対する税率はむしろ利子に対するそれよりも低くてよいはずであるが、リスクの度合いを数量化することは難しく、それができないとすれば同じ税率で行くのがまず妥当であろう。

（3）配当課税と利子課税との負担比較

利子所得は国レベルで15%の所得課税を受けるが、法人源泉の所得

(法人所得)はどうか。法人所得は、法人税と所得税を受ける。所得税は複数の税率をもつから、個人株主の税負担は所得階層により異なる。すなわち、当該個人株主の配当所得がどれだけであるか、彼の他の所得がどれだけであるか、そしてそれらを合わせた全体の所得水準がどれだけであるかによって異なる。ここでは、100の法人所得を想定して、それにかかる法人税と所得税を合わせた税負担が個人株主レベルで限界においてどれだけになるかを考える。現行の通常法人税率30%のもとでは、

法人税額： 30

となる。法人税引き所得は70となり、そこから配当される割合を h とすると、

配 当： 70 h

となる。上記の配当70 h が所得税においていかに課税を受けるか。一般に、株主には他の所得もあるものと考えなければならない。所得税では課税標準を算定するのに各種の所得を総合し、そのあと各種の所得控除を行う。所得控除により総合所得が残らないほど当該株主の所得水準が低ければ、上記の配当金額は課税を受けないことになる。すなわち、この株主の場合、限界税率ゼロの階層に属しており、配当に対する限界税率はゼロということになる。所得控除後に課税所得が残る株主の場合には、当該株主の課税所得水準によりそれに対応する限界税率の適用を受けることになる。現行では限界税率は、10% (330万円以下)、20% (330万円超900万円以下)、30% (900万円超1,800万円以下)、37% (1,800万円超)の4種類である。かくして、前記の配当金額70 h が受ける限界税率には0%から37%までの5つの場合があることになる。法人所得に対する所得課税負担を調べる観点から所得階層を区分するについては、配当控除率も関係する。配当控除率は、10%と5%の二種類である(配当を他の所得に上積みして1,000万円以

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

下の部分については10%、それを超える部分については5%)、限界税率と配当控除率を組み合わせると、あり得る課税所得階層区分として次の六つを考えることができる。

- (1) 限界税率 0%・配当控除率 10% の階層
- (2) 限界税率 10%・配当控除率 10% の階層
- (3) 限界税率 20%・配当控除率 10% の階層
- (4) 限界税率 30%・配当控除率 10% の階層
- (5) 限界税率 30%・配当控除率 5% の階層
- (6) 限界税率 37%・配当控除率 5% の階層

限界税率を t とすると、

$$\text{所得税額：} \quad 70ht$$

となる。配当控除率を c とすると、

$$\text{配当控除額：} \quad 70hc$$

となる。所得税額 ($70ht$) から配当控除額 ($70hc$) を引くと、

$$\text{最終所得税額：} \quad 70h(t-c)$$

となる。上記の最終所得税額と法人税額 (30) を合わせると、

$$\text{法人税プラス所得税：} \quad 30 + 70h(t-c)$$

となる。上式は、個人株主の限界でみた法人所得 100 に対する法人税負担と所得税負担の合計、いいかえると、個人株主の限界でみた法人所得一位に対する所得課税負担の百分率である。それは、当該株主が適用を受ける限界所得税率 t および配当控除率 c に依存するだけでなく、当該法人の配当性向 h にも依存する。所得税率と配当控除率は税法で与えられるが、

配当性向は法人の配当政策によって決定される。

上述の法人所得に対する所得課税の限界負担式 $30 + 70h(t-c)$ は、配当に対する総合課税の場合のものであるが、配当に対する 20% 分離比例課税の場合についても求めることができる。その場合、 $t = 0.2$ 、配当控除はなくなるから $c = 0$ とすれば、所得課税の限界負担式 $30 + 70h(t-c)$ は、

$$30 + 14h$$

となる。同様に、10% 分離比例課税の場合は、 $t = 0.1$ 、 $c = 0$ であるから、限界負担は、

$$30 + 7h$$

同様に、配当非課税の場合は、 $t = 0$ 、 $c = 0$ であるから、限界負担は

$$30$$

となる。

さて、配当性向が 1、0.5、0 の三つの場合について総合課税、20% 及び 10% 分離比例課税、配当非課税の各場合について法人所得の限界所得課税負担を調べよう。これら特定の場合に特別の意味があるわけではない。配当性向により二重課税がどう影響されるかを調べるために代表的なものとしてそれらを選んだにすぎない。表 1 はそれを例示したものである。

表 1 からわかるように、法人源泉の所得は一般に利子よりも所得課税負担がはるかに重い。配当を非課税にした場合にさえ、そうである。負担が最も軽い配当非課税制度のもとでも、法人源泉の所得の負担は 30% である。

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

表 1 配当課税と利子課税の負担比較

課税所得階層	総合課税 法人税プラス所得税 $30 + 70h(t-c)$ 配当性向			20% 分離比例課税 法人税プラス所得税 $30 + 14h$ 配当性向			10% 分離比例課税 法人税プラス所得税 $30 + 7h$ 配当性向			配当非課税 法人税プラス所得税 30 配当性向			利子課税
	1	0.5	0	1	0.5	0	1	0.5	0	1	0.5	0	
限界税率 0% 配当控除率 10%	23	26.5	30	44	37	30	37	33.5	30	30	30	30	15
限界税率 10% 配当控除率 10%	30	30	30	37	37	30	37	33.5	30	30	30	30	15
限界税率 20% 配当控除率 10%	37	33.5	30	44	37	30	37	33.5	30	30	30	30	15
限界税率 30% 配当控除率 10%	44	37	30	44	37	30	37	33.5	30	30	30	30	15
限界税率 30% 配当控除率 5%	47.5	38.75	30	44	37	30	37	33.5	30	30	30	30	15
限界税率 37% 配当控除率 5%	52.4	41.2	30	44	37	30	37	33.5	30	30	30	30	15

(4) 国・地方間の配当課税の配分 配当所得課税を地方にどう配分するかの問題がある。利子所得課税では、5%を利子割として地方に配分している。利子課税の場合との対応で考えると、税収は国と地方の間で分かち合うのが筋である。だとすれば、利子課税の場合と同様、その配分比は15：5とせねばならない。

2. 配当課税：中長期の方向

(1) 配当を非課税にする

前項で述べたように、現行制度のもとでは法人源泉の所得は、一般に利子所得よりも所得課税負担が重くなっている。そして上述のように、配当を非課税にしてもなお利子課税よりもその所得課税負担水準は高い。すなわち、配当非課税では法人源泉での30%の負担であるが、利子課税ではそれが15%である。このように、配当非課税でもなお法人所得の負担が利子所得の2倍になっている。したがって配当所得を非課税にしても、所

得課税の負担の均衡という点ではなお利子所得に有利になっている。配当を相対的に重く課税してきた旧来の制度上、急に配当課税を軽くすることには抵抗感・違和感をもたれるかもしれないが、今や配当非課税に踏み出すべきであろう¹⁾。

(2) 二重課税問題との関連

利子課税との比較とは別に、配当課税については法人源泉所得の二重課税問題がある。そこで、現行制度の二重課税の状況、それに現行制度から20%、10%分離比例課税に移行し、さらに配当非課税に移行するとき、二重課税問題がどうなるかについて考察する。ただし、ここで二重課税というとき、個人株主の限界課税所得についてみたものとする。これら各種制度のもとでの法人税と所得税の限界負担合計から法人所得が全部個人に分配されたと仮定した場合の限界所得課税負担を引くと、各種制度のもとでの限界二重課税負担の大きさが求められる。すなわち、例えば現行総合課税のもとでは、すでに述べたように、法人所得100に対する法人税と所得税の限界負担は $30 + 70h(t-c)$ であるが、これから法人所得100が本来個人レベルで受けるべき限界負担 $100t$ を引くと、二重課税の限界値が出る。すなわち、

$$\text{総合課税：} \quad 30 + 70h(t-c) - 100t$$

となる。同様にして、他の制度のもとでも、その二重課税の大きさを求めることができる。すなわち、次のようになる。

$$20\% \text{ 分離比例課税：} \quad 30 + 14h - 100t$$

$$10\% \text{ 分離比例課税：} \quad 30 + 7h - 100t$$

1) 2003年1月7日、アメリカではブッシュ政権が配当課税撤廃案を発表している。(日経2003年1月13日夕刊)

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

表 2 種々の制度下での二重課税

課税所得階層	総合課税 法人税プラス所得税 $30 + 70h(t-c)$ 配当性向 (h)			20% 分離比例課税 法人税プラス所得税 $30 + 14h$ 配当性向 (h)			10% 分離比例課税 法人税プラス所得税 $30 + 7h$ 配当性向 (h)			配当非課税 法人税プラス所得税 30 配当性向 (h)		
	1	0.5	0	1	0.5	0	1	0.5	0	1	0.5	0
限界税率 0% 配当控除率 10%	23	26.5	30	44	37	30	37	33.5	30	30	30	30
限界税率 10% 配当控除率 10%	20	20	20	34	27	20	27	23.5	20	20	20	20
限界税率 20% 配当控除率 10%	17	13.5	10	24	17	10	17	13.5	10	10	10	10
限界税率 30% 配当控除率 10%	14	7	0	14	7	1	7	3.5	0	0	0	0
限界税率 30% 配当控除率 5%	17.5	8.75	0	14	7	0	7	3.5	0	0	0	0
限界税率 37% 配当控除率 5%	15.4	4.2	-7	7	0	-7	0	-3.5	-7	-7	-7	-7

配当非課税： $30 - 100t$

各種の制度のもとで、特定の配当性向を例にとりて、上述の二重課税負担を計算すると、表 2 のようになる。

表 2 からわかるが、一般に、どの制度のもとでも、二重課税負担は課税所得階層が高くなるにつれ逓減する（ただし、総合課税のもとでは、配当控除率がそれに逆らうように働く）。言い換えると、いずれの制度でも、高額配当階層が二重課税負担の点では有利になる。その意味で、各種制度は所得税に与えられている累進性に歪みを与えている。

また、どの制度のもとでも、多くの場合、二重課税負担はプラスであり、その意味で法人源泉所得が他の所得に比べて過重な所得課税負担を受けているといえる。ただし、最高の課税所得階層では、二重課税負担がマイナスになることもある。それは本来の所得課税負担に比べて過小になっていることを意味し、法人源泉所得が他の所得に比べて有利になっていることを意味している。

ところで、ここでは配当非課税への移行を念頭においていることでもあり、配当非課税が他の制度とどう異なるかに注目すると、配当非課税の二重課税負担は他の制度に比べてどの階層でも概ね小さくなっている。ただし、限界税率 0 の階層では現行総合課税の場合に比べて大きい。また、限界税率 37% の階層では課税不足を生じている。こうした点は、総合累進課税の場合よりも垂直的公平を後退させると言えよう。しかし現行制度では利子所得は総合累進課税からは除かれており、総合累進課税といっても利子所得を除いた意味でのものにすぎない。総合累進課税の原則は、すでに利子所得を完全分離課税にしていることでわかるように、現行所得課税では放棄されている。もし配当所得について総合累進課税を主張するとすれば、利子所得についても同様でなければならない。同じ資本所得である配当と利子について一方を総合累進課税にし、他方を分離比例課税する根拠は乏しい。

法人源泉所得は、表 1 で示したように、配当非課税のもとでもなお利子所得よりも重い所得課税負担を受けるので、それに移行することが公平・公正の原則を大きく損なうものとは思われない。むしろこの際、配当非課税に期待される直接金融・危険負担へのインセンティブ効果を得ることが租税政策上得策であると考ええる。

累進性に対する歪みにどう対処するか 先に考察したように、現行制度とその他の制度は、所得税に想定された累進性にある歪みを与える。私は配当非課税を提案するが、それが特に問題なのは、次の 2 点である。すなわち、(1) 最初の三つの課税所得階層（限界税率 0%、10% および 20% 階層）で過重課税（30%、20% および 10%）を生ずること、(2) 最高課税所得階層で過少課税（7%）を生ずること。これに対する追加措置の一案として、過重課税になる階層については、その過重課税率分だけ受取配当から税額控除を認め、過少課税になる階層についてはその過少課税率分だけ受取配当に課税することが考えられる。しかしこの方法は、各種階層への

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

配当控除または配当課税が加わるから、現行の配当控除制度よりも複雑になる。そこで過重課税になる階層に対する配当控除はしないことにして、過少課税になる階層にだけ配当課税を加えるにとどめることとする。これは、最初の三つの課税所得階層（限界税率0%、10%および20%階層）には二重課税の追加負担が残され、その意味で累進性をそれらの階層に不利に歪めるが、現行法人税率と現行所得税率を与えられたものとする限り、制度の簡素を重視しようとするれば、それはやむをえない。また、上記のような配当控除あるいは配当課税による調整を行うといっても、そこで調整される額は配当性向により変わる。その意味で正確なものではない。これは内部留保が存在する限りやむをえない。このように考えてくると、結局のところ、最高限界税率を受ける階層について配当課税を残すことで満足せざるをえないかと考える。その場合、そのような階層の受ける配当すべてについて課税するよりも、高額配当に限定して課税することが適切かと考える。ここで高額配当というのは、現行配当課税で総合課税されている配当、すなわち、1回の配当金額25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済み株式総数の5%以上の株式に係るに配当を想定している。このような配当につき、それを他の所得に上積みして1,800万円を超過する部分に対して過少課税分（7%）をかけることで、どうであろうか。

3. 株式譲渡益課税

二重課税問題と株式譲渡益課税

次に、株式譲渡益課税の問題に移る。株式の値上がり益は、配当所得とともに法人源泉から生ずる所得であり、法人段階で所得課税が行われると、源泉で課税を受けていることになる。したがって、株式値上がり益に対して個人所得税をかけると、二重課税問題を引き起こす。その場合の二重課税を配当課税の場合と同じ方法で数値化することは難しい。というのは、

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

現実のキャピタルゲイン課税は実現されたものについて行われるにすぎないからである。実現ベースでのキャピタルゲイン課税について言えることは、それが配当課税による二重課税の上にさらなる二重課税を生み、二重課税問題を一層複雑にしていることである。

上で、株式譲渡益課税の二重課税負担を数値化することは難しいと述べたが、大まかな方法でそれを行ってみることはできる。それには、内部留保が譲渡益として実現されていると仮定することである。すると、譲渡益は内部留保そのものとなり、法人税引き所得から配当を引いたもの、すなわち、

$$(100-30)(1-h)=70(1-h)$$

となる。譲渡益課税の比例税率を 20% とすると、譲渡益課税額は

$$70(1-h) \times 0.2 = 14(1-h)$$

となる。この額が各階層の負担に加わることになる。これを各階層の二重課税額に加えると、表 3 を得る。

株式譲渡課税が加わるのだから、それが無い場合に比べるといずれの制度についても二重課税の程度が増大していることになる。

当面の方向

株式譲渡益は、現行制度では所得税で 14%、住民税で 6% の分離比例課税になっている。その全所得課税負担は 20% となり、利子所得と同水準である。これは株式譲渡益と利子所得を同じ資本所得として課税の均衡を図る考え方に立っている。当面この考え方をとるとすれば、株式譲渡益課税における国と地方の間の税収配分は、利子・配当の場合と同じでよいであろう。

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

表 3 株式譲渡益課税を含めた二重課税

課税所得階層		配当性向	現行制度			20% 分離比例課税			配当非課税		
		h	h			h			h		
			1	0.5	0	1	0.5	0	1	0.5	0
限界税率	0%	1	23			44			30		
配当控除率	10%	0.5		33.5			44			37	
		0			44			44			44
限界税率	10%	1	20			34			20		
配当控除率	10%	0.5		27			34			27	
		0			34			34			34
限界税率	20%	1	17			24			10		
配当控除率	10%	0.5		20.5			24			17	
		0			24			24			24
限界税率	30%	1	14			14			0		
配当控除率	10%	0.5		14			14			7	
		0			14			14			14
限界税率	30%	1	17.5			14			0		
配当控除率	5%	0.5		15.75			14			7	
		0			14			14			14
限界税率	37%	1	15.4			7			7		
配当控除率	5%	0.5		11.2			7			0	
		0			7			7			7

中長期の方向

(1) 株式譲渡益に対する源泉課税としての法人税

ところで、株式譲渡益課税は利子・配当課税との負担の相対関係で考えるよりも、法人所得課税の中で考えるべきものであろう。すでに述べたように、株式値上がり益は、基本的には法人の利益留保をその源泉として発生するものとみることができる。そこで、法人所得に法人所得税をかける とすれば、株式値上がりはそれが生ずる源泉ですでに課税済みになる。したがって、株式譲渡所得に課税すれば、さらなる二重課税問題を起こす。その意味で原則的には株式の値上がり益にさらなる所得課税を行う理由はない。

(2) 景気変動を通じてみた株式譲渡益課税の徴税コストと税収

株式キャピタルゲイン課税に伴う税務行政費用と税収の十分性についても考える必要がある。キャピタルゲインは景気変動を通じて長期的には

キャピタルロスと相殺される部分が大きい。好況期にはゲインがロスを上回るにせよ、不況期にはロスがゲインを上回るから、長期的には差し引き税収は多くを期待できない。キャピタルゲイン課税には少なからず政府の税務行政と民間の納税協力にコストがかかる。課税の実施コストと税収の十分性を考慮すると、キャピタルゲイン課税は放棄すること、そしてそれにより資本市場を活性化することが望ましい。

(3) 実現ベースでのキャピタルゲイン課税の不完全性

キャピタルゲイン課税は、実際には実現ベースでしか行えない。まず、実現されたものと未実現のものとの間で不公平を起こす。実現されたものだけが課税を受ける。未実現のものは課税が先延ばしにされ、将来実現されたり、相続されたりした場合に公平な課税を受ける保証はない。また、資産の保有期間の長短の間で不公平を起こす。長期キャピタルゲインを公平に平均課税することは難しい。資産売却を遅らせる効果もある。実現ベースでのキャピタルゲイン課税自体が所得課税の不完全な方法である。この際、問題の多いキャピタルゲイン課税は、特に証券については断念するのが望ましい。

このような点から、中長期的には、株式譲渡益は非課税にすることが適当であると考える。その当然の帰結として、株式譲渡損は課税ベースから控除しないことになる。

以上、株式譲渡益課税について要約すると、当面は利子・配当と同率で分離比例課税にするにしても、中長期には、株式譲渡益は非課税にする。その理由は、(1) 株式譲渡益は法人所得税で源泉課税を受けていること、(2) 税務行政コストが大きいことと税収の十分でないこと、(3) 資本市場活性化を促すこと、(4) 実現ベースでのキャピタルゲイン課税は所詮不完全な所得課税であること、である。

なお、株式譲渡益課税の地方税との関連であるが、所得税で株式譲渡益

配当課税と株式譲渡所得課税の方向

を非課税とするところから、住民税でも非課税とすべきである。

4. 要約と結論

本稿で私は、証券税制の中心である配当および株式譲渡益課税について、中長期的には配当および株式譲渡益を非課税にすることを提案した。その理由は、まず、これら法人を源泉とする所得が法人所得税で十分な源泉課税を受けていることである。次に、法人源泉の所得について、同じ資産所得である利子に比べて重い所得課税をすべき理由が見当たらないこと、配当および譲渡益を非課税にすることで利子との負担均衡を近似的に計ることができること、である。さらに、これらの政策が、直接金融・危険負担へのインセンティブを高め、資本市場活性化を促す効果を期待できること、である。さらにまた、特に株式譲渡益非課税の理由としては、譲渡益課税が景気変動を通じてみると税務行政コストの割には税収をもたらさないであろうこと、そしてそれが不完全なキャピタルゲイン課税であることも考慮した。

なお、提案した配当非課税については限定つきである。すなわち、最高限界税率の適用を受ける階層の高額配当については、配当非課税により生ずる過少課税分に対応する一定の課税を残すものである。

(2003年7月3日受理)